

## サービスのご案内

団体総合生活補償保険に加入された被保険者(補償の対象となる方)は、以下のサービスをご利用いただけます。

### 【生活安心サポート】

- 健康・医療ご相談(健康・医療のご相談/病院情報のご提供/夜間休日医療機関情報のご提供)
  - ホームヘルパーサポート(ホームヘルパー業者のご紹介)
  - 暮らしのトラブル(法律)・税務ご相談(法律のご相談/税務のご相談)
- ※サービスをご利用いただける方は被保険者(補償の対象となる方)となります。  
 ※保険金請求にかかわる事故等のご相談は対象となりません。また、緊急の場合やご相談内容によってはサービスをご利用できない場合があります。  
 ※サービス内容によりご利用日・ご利用時間が異なります。  
 ※サービスは、事前にお知らせすることなく変更・中止・終了することがあります。  
 ※サービスは、あいおいニッセイ同和損保が委託している提携サービス会社をご提供します。  
 ※上記はサービスの概要を記載したものです。サービス内容の詳細およびご利用方法については、「団体総合生活補償保険サービスガイド」でご確認ください。

## ご加入にあたっての注意

- ① このパンフレットは団体総合生活補償保険について概要を説明したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくは「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご用意しておりますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点がございましたら下記の連絡先・照会先にお問合わせください。  
 万一事故が起こった場合は、30日以内に取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- ② 青色ファミリー共済「2」は、あいおいニッセイ同和損害保険(株)の団体総合生活補償保険及び公益社団法人小田原青色申告会の運営する疾病死亡弔慰見舞金を組み合わせたものです。
- ③ 青色ファミリー共済「2」の団体総合生活補償保険は、公益社団法人小田原青色申告会を保険契約者とし、その会員を加入者および被保険者とする団体契約です。
- ④ ご加入の際、他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な事項の告知事項として加入申込票に記入していただきます。正しく記入しただけなかった場合には、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。
- ⑤ 加入申込票記載事項(年令・他保険加入状況・保険金請求歴等)等により、ご契約のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますのであらかじめご了承ください。
- ⑥ ご加入時にすでに被っているケガは告知の有無にかかわらず保険金お支払いの対象となりません。
- ⑦ 団体総合生活補償保険の「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」および保険証券は保険契約者(公益社団法人小田原青色申告会)に交付されていますので詳しくは当申告会までお問合わせください。

## 連絡先・照会先

### 公益社団法人 小田原青色申告会

住所： 神奈川県小田原市本町 2-3-24  
 電話： 0465-24-1112

### 取扱代理店 団体総合生活補償保険 小田原青色共済株式会社

住所： 神奈川県小田原市本町 2-3-24  
 電話： 0465-24-1112

### 引受保険会社 団体総合生活補償保険 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 湘南支店小田原支社

住所： 神奈川県小田原市本町 1-1-38  
 あいおいニッセイ同和損保小田原ビル7F  
 電話： 0465-24-1212

### 生命共済 神奈川県火災共済協同組合

住所： 神奈川県中区北仲通り 3-33-2  
 電話： 045-201-2727

一人ひとりのお客さまとともに。

## 小田原青色共済株式会社

〒250-0012 神奈川県小田原市本町2-3-24

☎ 0465-24-1112  
 FAX.0465-22-0936

小田原青色共済



お気軽にお問合わせください

公益社団法人 小田原青色申告会会員の皆さまへ

# 青色ファミリー共済2

突然の事故によるケガやあなたにふりかかる、  
 さまざまな費用損害を補償します

日常生活の  
 もしもに備えて



加入  
 資格

会員の方は、どなたでも加入できます。

月々の  
 掛金

月々 <b>1,000</b> 円 <small>(保険期間1年)</small>	①『入院補償コース』	.....	①
	②『入院・通院補償コース』	....	②
月々 <b>1,500</b> 円 <small>(保険期間1年)</small>	③『熱中症補償コース』	.....	③

※被保険者(補償の対象となる方)は、公益社団法人小田原青色申告会の会員ご本人となります。被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によって被った傷害(「ケガ」といいます)に対して保険金をお支払いします。  
 ※上記掛金には、あいおいニッセイ同和損害保険(株)の団体総合生活補償保険の月払保険料が含まれております。団体総合生活補償保険の補償内容はご選択いただいたコースにより異なります。詳細は小田原青色共済株式会社までお問合わせください。

小田原青色共済株式会社

あなたの選ぶ **3つの補償コース**

1 2  
月々掛金 **1,000円**  
(保険期間1年)

3  
月々掛金 **1,500円**  
(保険期間1年)

傷害入院保険金支払対象期間:365日、支払限度日数:90日  
傷害通院保険金支払対象期間:180日、支払限度日数:90日、  
免責期間:0日(入院)  
傷害後遺障害保険金対象外特約セット  
(①入院補償、②入院通院補償のみ)

※① 日常生活賠償補償の被保険者は、本人、本人の配偶者、本人または配偶者の同居の親族・別居の未婚(これまでに婚姻歴がないこと)の子となります。なお親族とは、6親等内の血族、3親等内の姻族をいいます。  
また、被保険者が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって、責任無能力者を監督する親族を被保険者としてします。

日本国内で発生した賠償事故については、示談交渉サービス(注)がご利用になれます。  
(注)示談交渉サービスとは引受保険会社が引受保険会社の費用により、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続きを行うサービスです(日本国内で発生した賠償事故に限ります)。

また、被保険者が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって、責任無能力者を監督する親族を被保険者としてします。

次の場合は引受保険会社による示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。  
・1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償保険金額で定める保険金額を明らかに超える場合  
・相手の方が引受保険会社との交渉に同意しない場合  
・相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合  
・被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

※掛金のうち、団体総合生活補償保険の月払保険料は入院①入院補償付コース670円 ②入院・通院補償付コース730円  
③熱中症補償付コース1,280円 オプション補償(特約)300円となっております。  
※この保険料は被保険者3,000名以上5,000名未満として団体割引20%および損害率による割増10%を適用しております※詳しい補償内容は「お支払いする保険金および費用保険金の説明」をご覧ください。

**団体総合生活補償保険 保険金**

- 死亡
- 後遺障害
- 入院
- 手術
- 通院
- 熱中症
- その他

	1 入院補償付コース	2 入院・通院補償付コース	3 熱中症補償付コース
<b>傷害死亡保険金額</b> 事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合に保険金をお支払いします。	<b>360万円</b>	<b>220万円</b>	<b>220万円</b>
<b>傷害後遺障害保険金額</b> 事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に身体に約款所定の後遺障害が発生した場合に保険金をお支払いいたします。	—	—	<b>220万円</b>
<b>傷害入院保険金 日額</b> 事故によるケガの治療のため入院した場合、事故の発生の日からその日を含めて365日以内に開始した入院に対して、90日まで補償します。	<b>5,000円</b>	<b>3,000円</b>	<b>5,000円</b>
<b>傷害入院時 一時金額(特約)</b> 事故によるケガの治療のため入院した場合、保険金をお支払いします。	<b>70,000円</b>	<b>41,000円</b>	—
<b>傷害手術保険金額</b> 入院の有無に関わらず、事故によるケガの治療のため事故の発生の日からその日を含めて365日以内に約款所定の手術を受けたときにお支払いします。	入院中の手術 <b>50,000円</b> 左記以外の手術 <b>25,000円</b>	入院中の手術 <b>30,000円</b> 左記以外の手術 <b>15,000円</b>	入院中の手術 <b>50,000円</b> 左記以外の手術 <b>25,000円</b>
<b>傷害通院保険金 日額</b> 事故によるケガの治療のため、通院した場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院を対象とし、90日を限度に補償します。	—	<b>1,000円</b>	<b>2,000円</b>
<b>熱中症補償特約</b> 日射または熱射により被った身体の障害についても、傷害後遺障害保険金、傷害入院保険金、傷害手術保険金または傷害通院保険金をお支払いします。	—	—	後遺障害・入院・手術・通院 同額

**疾病死亡 弔慰見舞金**  
加入一年以上の加入者本人が病気によって死亡された場合に見舞金をお支払いします。  
満69歳まで **5万円**  
満70歳～満79歳 **3万円**  
満80歳以上 **2万円**

**日常生活賠償 保険金額(特約) ※①** 国内外を問わず、日常生活上の偶然な事故により、他人のものを壊したり、他人にケガをさせたり、電車等の運行不能(国内のみ)によって法律上の損害賠償責任を負ったときに保険金額を限度として損害賠償金等を補償します。  
**1,000万円 全コース共通 免責金額0円**



**オプションでさらに補償アップ!**  
例えば、自転車等の事故に備えて

**プラス オプション**

①日常生活賠償保険金額を **1,000万円から1億円に補償アップ**

②弁護士費用特約を追加 ※②

月々掛金以外 **300円**

＜補償内容＞  
日本国内において偶然な事故により被保険者に次の被害が発生し、被保険者または法定相続人が損害賠償請求を弁護士に委任した場合に、弁護士費用等を負担したことによって損害を被ったときに保険金をお支払いします。  
(1)被保険者が被った身体のケガ  
(2)被保険者が居住する住宅または被保険者の日常生活用財産の損壊  
＜保険金額(限度額)＞  
弁護士費用等 保険金額 …… **300万円** 法律相談費用 保険金額 …… **10万円**

（賠償事故の例）  
飼い犬が他人に咬みつきケガをさせてしまった  
自転車で行進中、誤って他人にケガをさせてしまった

（注）  
上記事例でも、事故状況等により、法律上の損害賠償責任が発生しない場合は保険金のお支払対象とはなりませんのでご注意ください。

※② 弁護士費用特約の被保険者は、本人、本人の配偶者、本人または配偶者の同居の親族・別居の未婚(これまでに婚姻歴がないこと)の子となります。なお、親族とは6親等内の血族、3親等内の姻族をいいます。※掛金のうち、オプション補償(特約)の月払保険料は300円となっております。

**プラス オプション**

**特約(生命共済)**

被共済者の疾病、または、傷害による死亡及び高度障害を保障。月々掛金 **500円**

新規加入者の範囲	満6歳以上59歳以下 (終期満70歳)	
病気等一般死亡	満64歳まで	満65歳～満70歳
共済金額	<b>100万円</b>	<b>50万円</b>

※被共済者が満70歳を迎えた3月1日が満了日となります。